(改正部分は、下線部分である。)

第1条 (略)

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる 用語の意義は、それぞれ当該各号に定めると ころによる。

旧

 $(1)\sim(2)$  (略)

(3) 許可の取消し 法第24条の規定に基づき、古物商等に対し、その古物営業の許可を取り消すことをいう。

(4)~(8) (略)

第3条~第15条 (略)

別表第1(第3条関係)

項	法令違反行為等	関係条項	分
			類
1	無許可営業	法第3条、法第	<u>A</u>
		31条第1号	
2	不正手段により許可	法第3条、法第	A
	を受ける行為	31条第2号	
3	名義貸し	法第9条、法第	A
		3 1 条第 3 号	
4	営業停止等命令違反	法第24条、法	A
		第31条第4号	
5	古物商の営業制限違	法第14条第1	$\mathbf{C}$
	反	項、法第32条	
6	古物市場での取引制	法 <u>第14条第2</u>	D
	限違反	<u>項</u> 、法第33条	
		第1号	
7	確認等義務違反	法第15条第1	D
		項、法第33条	
		項、法第33条 第1号	
8	帳簿等備付け義務違	第1号	D
8	帳簿等備付け義務違 反	第1号	D
8		第1号 法第18条第1	D

第1条 (略)

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる 用語の意義は、それぞれ当該各号に定めると ころによる。

 $(1)\sim(2)$  (略)

(3) 許可の取消し 法<u>第24条第1項</u>の規定 に基づき、古物商等に対し、その古物営業 の許可を取り消すことをいう。

(4)~(8) (略)

第3条~第15条 (略)

別表第1 (第3条関係)

/3 4 2			
項	法令違反行為等	関係条項	分
			類
1	不正手段により許可	法第3条、法第	A
	を受ける行為	31条第2号	
2	名義貸し	法第9条、法第	A
		31条第3号	
3	営業停止等命令違反	法第24条、法	A
		第31条第4号	
4	古物商の営業制限違	法第14条第1	$\mathbf{C}$
	反	項、法第32条	
5	古物市場での取引制	法 <u>第14条第3</u>	D
	限違反	<u>項</u> 、法第33	
		条第1号	
6	確認等義務違反	法第15条第1	D
		項、法第33条	
		第1号	
7	帳簿等備付け義務違	法第18条第1	D
	反	項、法第33条	
		第1号	
	1	1	1

	方法による記録保存義	項、法第33条						
	務違反	<u>第1号</u>						
1	古物商の品触れ相当	法 <u>第19条第5</u>	С	8	8	古物商の品触れ相当	法 <u>第19条第3</u>	С
0	品届出義務違反	<u>項</u> 、法第33条				品届出義務違反	<u>項</u> 、法第33条	
		第1号					第1号	
1	古物市場主の品触れ	法 <u>第19条第6</u>	С		9	古物市場主の品触れ	法 <u>第19条第4</u>	С
1	相当品届出義務違反	<u>項</u> 、法第33条				相当品届出義務違反	<u>項</u> 、法第33条	
		第1号					第1号	
1	古物商の帳簿等記載	法第16条、法	D		1_	古物商の帳簿等記載	法第16条、法	D
2	等義務違反	第33条第2号		(	0	等義務違反	第33条第2号	
1	古物市場主の帳簿等	法第17条、法	D		1_	古物市場主の帳簿等	法第17条、法	D
3	記載等義務違反	第33条第2号			1_	記載等義務違反	第33条第2号	
1	帳簿等毀損等届出義	法第18条第2	D		1	帳簿等毀損等届出義	法第18条第2	D
4	務違反	項、法第33条		4	2	務違反	項、法第33条	
		第3号					第3号	
1	品触書保存等義務違	法第19条第2	D		1_	品触書保存等義務違	法第19条第2	D
5	反	項、法第33条			3	反	項、法第33条	
		第4号					第4号	
1	差止め命令違反	法第21条、法	С		1_	差止め命令違反	法第21条、法	С
6		第33条第5号			4_		第33条第5号	
1	許可申請書等虚偽記	法第5条第1項	D		1_	許可申請書等虚偽記	法第5条第1項	D
7	載	、法第34条第		į	5_	載	、法第34条第	
		1号					1号	
1	競り売り届出義務違	法第10条、法	D		1_	競り売り届出義務違	法第10条、法	D
8	反	第34条第2号			6_	反	第34条第2号	
1	変更届出義務違反	法 <u>第7条</u> 、法第	E		1_	変更届出義務違反	法 <u>第7条第1項</u>	Е
9		35条第1号			7_		、第2項又は第	
							<u>4項</u> 、法第35	
				┦╢			条第1号	
2	許可証返納義務違反				1_	許可証返納義務違反		F
0		、法第35条第		8	8		、法第35条第	
		2 号					2 号	
2	許可証携帯義務違反				1_	許可証携帯義務違反		F
1		項、法第35条			9		項、法第35条	
		第2号				A	第2号	
2	行商従業者証携帯義				2	行商従業者証携帯義		F
2	務違反	項、法第35条			0	務違反	項、法第35条	
		第2号					第2号	

2	標識掲示等義務違反	法第12条、法 F	
3		第35条第2号	
2	立入り等の拒否等	法第22条第1 D	)
4		項、法第35条	
		第3号	
2	報告義務違反	法第22条第3 D	)
5		項、法第35条	
		第4号	
2	許可証亡失等届出義	法第5条第4項 F	I
6	務違反		
2	許可証等提示義務違	法第11条第3 F	I
7	反	項	
2	管理者選任義務違反	法第13条第1 F	ı
8		項	
2	古物商の不正品申告	法第15条第3 D	)
9	義務違反	項	
3	指示処分違反	法第23条 B	,
0			

## 別表第2(第3条関係)

項	法令違反行為	分
		類
1	刑法(明治40年法律第45号)第	В
	240条、第241条第1項若しくは	
	第3項又は第243条(第240条又	
	は第241条第3項に係る部分に限る	
	。)に規定する罪に当たる行為	
5.5%	************	
1	工業標準化法 (昭和24年法律第1	D

2	   標識掲示等義務違反	 	F
1	小, 两, 马, 一, 节, 我仍, 连人	第35条第2号	1
	ナ 1 n 然の七不然		D.
2	立入り等の拒否等	法第22条第1	ט
2		項、法第35条	
		第3号	
2	報告義務違反	12710 = - 216210 0	D
3		項、法第35条	
		第4号	
2	許可証亡失等届出義	法第5条第4項	F
4	務違反		
2	許可証等提示義務違	法第11条第3	F
5	反	項	
2	管理者選任義務違反	法第13条第1	F
6		項	
2	古物商の不正品申告	法第15条第3	D
7	義務違反	項	
2	指示処分違反	法第23条	В
8			
2	新許可証交付申請義	古物営業法の一	<u>F</u>
9	務違反	部を改正する法	
		律(平成30年	
		法律第21号。 法律第21号。	
		以下「改正古営	
		法」という。)	
		附則第3条第2	
		項、改正古営法	
		附則第5条第1	
		<del>門別別の米別1</del> 項第2号	
		<u> </u>	

## 別表第2 (第3条関係)

項	法令違反行為			
		類		
1	刑法(明治40年法律第45号)第	В		
	240条、第241条第1項若しくは			
	第3項又は第243条(第240条又			
	は第241条第3項に係る部分に限る			
	。)に規定する罪に当たる行為			
1 14	>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>	1111		
1	産業標準化法(昭和24年法律第1	D		

$ _1$	   8 5 号) <u>第 7 0 条</u> (第 3 号に係る部分		1	  8 5 号) <u>第 7 8 条</u> (第 3 号に係る部分	
	に限る。)に規定する罪に当たる行為			に限る。)に規定する罪に当たる行為	
5.5	************************	\$000		***********	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
2	著作権法(昭和45年法律第48号	С	2	著作権法(昭和45年法律第48号	С
6	第119条第2項(第3号(第11		6	第119条第2項(第3号(第11	
	3条第1項第2号の申出に係る部分を			3条第1項第2号の申出に係る部分を	
	除く。)に係る部分に限る。)、第1			除く。)に係る部分に限る。)、第1	
	20条の2(第1号(譲渡、輸入又は			20条の2(第1号(譲渡、輸入又は	
	所持に係る部分に限る。)、第3号(			所持に係る部分に限る。)、第3号(	
	第113条第3項第3号の頒布、輸入			第113条第4項第3号の頒布、輸入	
	又は所持に係る部分に限る。)又は第			又は所持に係る部分に限る。)又は第	
	4号( <u>第113条第5項</u> の輸入、頒布			4号( <u>第113条第6項</u> の輸入、頒布	
	又は所持に係る部分に限る。)に係る			又は所持に係る部分に限る。)に係る	
	部分に限る。)に規定する罪に当たる			部分に限る。)に規定する罪に当たる	
	行為			行為	
> >			: :-	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	
3	不正競争防止法(平成5年法律第4	$\mathbf{C}$	3	不正競争防止法(平成5年法律第4	C
4	7号)第21条第2項(第1号(第2		4	7号)第21条第2項(第1号(第2	
	条第1項第1号又は <u>第14号</u> の譲渡、			条第1項第1号又は <u>第20号</u> の譲渡、	
	引渡し、輸出又は輸入に係る部分に限			引渡し、輸出又は輸入に係る部分に限	
	る。)、第3号(第2条第1項第3号			る。)、第3号(第2条第1項第3号	
	の譲渡、輸出又は輸入に係る部分に限			の譲渡、輸出又は輸入に係る部分に限	
	る。)又は第7号(第16条又は第1			る。) 又は第7号(第16条又は第1	
	7条の譲渡、引渡し、輸出又は輸入に			7条の譲渡、引渡し、輸出又は輸入に	
	係る部分に限る。)に係る部分に限る			係る部分に限る。)に係る部分に限る	
	。)に規定する罪に当たる行為			。)に規定する罪に当たる行為	
2.2			: : :	>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>	777
4	1から45までのいずれかに掲げる	当	4	1から45までのいずれかに掲げる	当
6	法令違反行為(罰則の適用があるもの	該		法令違反行為(罰則の適用があるもの	該
	に限る。)を教唆し、若しくは幇助す	法		に限る。)を教唆し、若しくは幇助す	法
	る行為又は当該行為を教唆する行為	令		る行為又は当該行為を教唆する行為	令
		違			違
		反			反
		行			行
		為			為
		IZ E			に
l	I	係		I	係

්	る
分	分
類	類
ا ا ع	ے
同	司
-	_
0	0
分	分
類	類